

大分県「安心はおいしいプラス」認証制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、事業者が実施する新型コロナウイルス感染防止対策について、県が認証する制度を設けることにより、県民及び県外の人々に安心と信頼を提供し、もって感染症に対して強靱な社会・経済の形成に資することを目的とする。

(対象)

第2条 認証制度の対象となるものは、食品衛生法第55条（昭和22年法律第233号）で規定する飲食店営業許可を受けた者（暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうちに暴力団員である者がいるものを除く。（以下、「対象事業者」という。))が営む県内の事業用施設で、専ら集客を目的とするもの（次に掲げるものを除く。以下、「対象施設」という。）とする。

- (1) その場で飲食することを主たる目的とした設備を有しない飲食店（テイクアウト、デリバリー専門店舗など）
- (2) 旅館業法第2条で規定する旅館業を営む施設に併設される飲食施設のうち、宿泊者のみを対象とした飲食施設
- (3) その他知事が特に必要と認めるもの

(基準)

第3条 知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染防止対策に係る基準（以下、「認証基準」という。）を定めるものとする。

第2章 認証等

(申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、電磁的方法又は書面により、知事に申請するものとする。

(認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。第2項、第3項及び第4項において同じ。）は提出された申請書を確認し、現地確認を行うこと等により審査するものとする。

- 2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下、「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を示す認証マークを交付するものとする。
- 4 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証基準に適合していない事項を摘示し、適合するように指導等を行うものとする。

(認証マークの利用等)

第6条 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下、「認証施設」という。）において認証マークを利用（当該認証施設の利用者の見えやすい場所に認証マークを掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「大分県「安心はおいしいプラス」認証施設」の名称を使用することができるものとする。

2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証マークを汚損し、又は亡失したときは、書面により認証マークの再交付を求めることができる。

(変更の報告)

第7条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染防止対策の内容、その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、電磁的方法又は書面により、知事に報告するものとする。

(調査等)

第8条 知事は（その委託を受けた者を含む。）、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染防止対策の実施状況を点検させ、報告を求めることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第9条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染防止対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証マークの適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 知事等が行う認証施設に係る調査に協力すること。

(認証の辞退)

第10条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面又は電磁的方法により、認証の辞退を申出るものとする。

(認証の取消し)

第11条 知事は、第8条の規定による調査、点検又は報告により、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取消すことができるものとする。

2 知事は、前項の規定により認証を取消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取消された対象事業者は、遅滞なく、認証マークの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「大分県「安心はおいしいプラス」認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

第3章 まん延の防止に関する措置との関係

第12条 第2章の規定にかかわらず、知事が、感染症のまん延の状況を勘案して、新たな認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当でないと認めたときは、認証の申請の受付を停止し、及び既に付与した認証の効力を一時停止することができる。

第4章 雑則

(免責)

第13条 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(制度の終了等)

2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期にその終了その他の見直しを行うものとする。

第1号様式（第4条関係）

「安心はおいしいプラス」認証依頼申請書

大分県知事 殿

年 月 日

住所

氏名

「安心はおいしいプラス」の認証を受けたいので、大分県「安心はおいしいプラス」認証制度実施要綱第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 認証を受ける店舗の名称

2 認証を受ける店舗の所在地
〒

3 連絡先

電話番号：

Eメールアドレス：

4 現地確認希望日（申請日から2週間を経過した日以降の日付としてください）

第一希望日： 年 月 日 午前 ・ 午後

第二希望日： 年 月 日 午前 ・ 午後

第三希望日： 年 月 日 午前 ・ 午後

5 大分県「安心はおいしいプラス」認証制度推進事業補助金の申請予定

有 ・ 無 （どちらかに○を付けてください）

6 添付書類

(1) 認証基準チェックリスト（第2号様式）

「安心はおいしいプラス」 認証制度チェックリスト

○認証要件

1. 下線部の項目を全て満たすこと
2. (1)～(8)の取り組みのうち、各1項目以上実施していること
3. 全40項目中**20項目以上**実施していること

※該当している項目の左枠に「✓」

(1) 入店時の対策

	<u>利用者毎に連絡先の名簿記載を要請する。</u>
	<u>店舗入り口には、発熱や咳など異常が認められる場合は店内飲食をお断りする旨や食事中以外はマスクの着用をお願いする旨を、掲示する。</u>
	<u>店舗入口や手洗い場所には、手指消毒用に消毒設備を用意し、入場時に必ず、従業員が来店者に呼びかけている。</u>
	<u>店舗入口及び店内の利用者が見やすい場所に、近距離での会話は控えることや大声は避けることをお願いする掲示を行うとともにBGMの音量を控える。</u>
	店内が混み合う場合は入店を制限する。順番待ちをする場合は、1m以上間隔を空ける（床に間隔を示すテープを貼るなど）または整理券の発行等により行列を作らない方法を工夫する。

(2) 客席へのご案内時の対策

	<u>テーブル間はパーティション（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）で区切るか間隔を1m以上空ける。</u>
	<u>各テーブルでは座席の間隔が密着しないように適度なスペースを空ける。</u>
	<u>座席をできるだけ真正面の配置を避ける等により間隔を1m以上空けるか正面及び隣席との間をパーティションで区切る。また、カウンター席がある場合は席間を1m以上空けるか、カウンターテーブルに隣席とのパーティション（アクリル板等）を設置するなどし、横並びで座る人に飛沫が飛ばないように配慮する。</u>
	<u>他グループとはできるだけ1m以上間隔を空け、店舗内のスペースや構造上、物理的に間隔を空けた席の配置が難しい場合は、パーティションの設置や、スペースに余裕がある場合は斜めでの着席などを工夫する。</u>
	<u>他グループとの相席は避ける。</u>

(3) サービスの提供時の対策

	注文を受けるときは、客席との間隔を保つ。
	お客様が入替わる都度、テーブル・カウンターを消毒する。
	大皿は避けて、料理は個々に提供するなど工夫する。鍋料理や盛り合わせ料理などを提供する場合は、従業員等が取り分けるなど工夫する。
	お客様同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みやスプーン、箸などの食器の共有、使い回しは避けるよう、掲示等により注意喚起する。
	店内が混み合う場合は、滞在時間を制限するなど工夫する。

(4) 会計処理時の対策

	会計処理に当たる場合は、電子マネー等の非接触型決済を導入する。
	現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、コイントレイ（キャッシュトレイ）などを使用する。
	コイントレイは定期的に消毒する、会計の都度手指を消毒するなど工夫する。
	飛沫を防止するために、レジとお客様の間にアクリル板等の仕切りを設置するなど工夫する。
	会計待ちをする場合は、間隔を空ける。（床に間隔を示すテープを貼るなど）

(5) 従業員の安全衛生管理

	食品を扱う者の健康管理と衛生管理を徹底する。
	従業員は必ず出勤前に体温を計り、記録する。発熱や風邪の症状がみられる場合は、店舗責任者にその旨を報告し、勤務の可否等の判断を仰ぐ。
	感染した従業員、濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する。
	店舗では、大声を避け、マスクを適切に着用し（必要に応じてフェイスガード）、頻繁かつ適切な手洗いを徹底する。特に接客・接待する場合は必ずマスクを着用する。
	従業員のロッカールームや控え室は換気し、空調設備は定期的に清掃する。また、休息中もマスクを着用するなど工夫する。

(6) 店内の衛生管理

	店内（客席）及び個室を使用する場合は換気設備の設置及び点検を行い、以下のいずれかの方法により徹底した換気を行う。 ・換気設備により、二酸化炭素濃度1,000ppm以下を維持するよう適切な換気を行う。 ・30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つかない場合は、ドアを開ける）し、紫外線殺菌機やHEPAフィルター付きの空気清浄機を併用する。
	店内清掃を徹底し、店舗のドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナー等の設備等、多数の人が触れる箇所は定期的に消毒薬等（※1）で清拭する。
	テーブル、イス、パーティション、メニューブック、タッチパネル、卓上ベル等はお客様の入れ替わる都度や繁忙時間帯前後に、消毒薬等の他（※2）で清拭する。
	卓上には原則として調味料・冷水ポット等を置かないようにするか、お客様が入替わる都度や繁忙時間帯前後に、消毒薬等の他（※2）で清拭する。
	店内で一ヶ所に集まらないようにする。ビュッフェやサラダバー及びドリンクバー等では、利用者の飛沫がかからないように食品・ドリンクを保護する。トンブ等は頻繁に消毒若しくは交換するか、手袋の着用を促す。

(7) トイレ・ゴミの衛生管理

	トイレは毎日清掃する。
	トイレのドアやレバー等の不特定多数が触れる箇所は定期的に消毒薬等で清拭する。
	トイレのハンドドライヤーは使用を中止し、ペーパータオルを置く。
	トイレの蓋をして流し、使用後は手を洗うよう、使用者に注意を促す。（手洗い設備は自動水栓または加温自動水栓が望ましい。）
	食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるごみ等の処理は手袋・マスクを着用してビニール袋等に密封して縛り、マスクや手袋を着用して回収する。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手を洗う。

(8) その他の衛生管理

	厨房の調理設備・器具を台所洗剤（界面活性剤）で清拭し、作業前後の手洗いなど、従来から取り組んでいる一般的な衛生管理を徹底する。
	感染防止対策に必要な物資（消毒剤、不織布マスク、手袋、ペーパータオル、及びそれらの使い捨て用品を破棄する容器等）の一覧表（リスト）を作成し、十分な量を準備している。
	感染防止対策に必要な物資は緊急時にすぐ入手できるよう予め手配をしている。
	ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
	食品衛生法を遵守して食品の安全で衛生的な取扱いを徹底する。

※1 消毒薬等：アルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウム

※2 消毒薬等の他：アルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤（界面活性剤）

第3号様式（第6条関係）

「安心はおいしいプラス」認証ステッカー再交付申請書

大分県知事 殿

年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日に交付を受けた「安心はおいしいプラス」認証ステッカーの再交付を受けたいので、大分県「安心はおいしいプラス」認証制度実施要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 認証を受けた店舗の名称
- 2 認証を受けた店舗の所在地
- 3 再交付を求める理由

第4号様式（第7条関係）

「安心はおいしいプラス」認証内容変更報告書

大分県知事 殿

年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日に認証を受けた「安心はおいしいプラス」について、認証を受けた内容から変更が生じたため、大分県「安心はおいしいプラス」認証制度実施要綱第7条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 認証を受けたときの店舗の名称

2 認証を受けたときの店舗の所在地

3 変更項目

店舗の名称（変更後の名称： ）

店舗の所在地（変更後の所在地： ）

対策内容

4 添付書類

(1) 営業許可申請書・営業届（変更）（食品衛生法施行細則第6号様式（第7条関係））

※ 3変更項目で店舗の名称、所在地にチェックを付けた場合

(2) 認証基準チェックリスト（第2号様式（第4条関係））

※ 3変更項目で対策内容にチェックを付けた場合

第5号様式（第10条関係）

「安心はおいしいプラス」認証辞退申出書

大分県知事 殿

年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日に提出した「安心はおいしいプラス」認証依頼申請書について、
認証の取得が困難になったことから、大分県「安心はおいしいプラス」認証制度実施要綱第
10条の規定により辞退を申出ます。